

# 住居確保給付金 （転居費用補助）のしおり

世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し  
住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方へ  
～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～

（第1版）

## 住居確保給付金（転居費用補助）とは

同じ世帯に属する方の死亡や、本人若しくは同じ世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の給付金を支給することで、家計の改善に向けた支援を行います。

支給額：次の額を上限として、収入に応じて調整された額を支給

108,000円（単身世帯） 129,000円（2人世帯） 139,800円（3人以上世帯）

※敷金・前家賃・家財や設備の購入費は支給対象外

支給方法：家主・仲介業者等へ代理納付

## 転居費用補助を受けるには、次の要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同じ世帯に属する方の死亡、又は申請者若しくは申請者と同じ世帯に属する方の離職、休業等により、収入の合計額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれがあること
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④ 申請日の属する月における世帯収入額が、次の基準額及び申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額（申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が地域ごとに設定された基準を超える場合は、当該額）を合算した額（収入基準額）以下であること

世帯人数	基準額	家賃額	収入基準額
1人	78,000円	36,000円	114,000円
2人	115,000円	43,000円	158,000円
3人	140,000円	46,600円	186,600円
4人	175,000円	46,600円	221,600円
5人	209,000円	46,600円	255,600円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同じ世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の額以下であること

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人	1,000,000円
5人	1,000,000円

- ⑥ 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のイ)又はロ)に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること
- イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月あたりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること
  - ロ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月あたりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること
- ⑦ 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同じ世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同じ世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

※他の自治体に転居後、家賃補助を受ける場合には、転居先自治体での申請が必要となります。

## 転居費用補助の支給額

### 1 対象経費

転居費用の支給対象・対象外の実費は次の表のとおり

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 転居先への家財の運搬費用</li><li>・ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）</li><li>・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）</li><li>・ 鍵交換費用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 敷金</li><li>・ 契約時に払う家賃（前家賃）</li><li>・ 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費</li></ul>

### 2 支給額

実際に転居に要する経費のうち、1の支給対象となる経費を支給する

### 3 支給額の上限

世帯人数	支給上限額
1人	108,000円
2人	129,000円
3人	139,800円
4人	139,800円
5人	139,800円

## 転居費用補助の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）  
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本、在留カードなど
- ③ 収入減少関係書類  
世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- ④ 離職等関係書類  
世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同じ世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは申請者と同じ世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
- ⑤ 収入関係書類  
申請者及び申請者と同じ世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- ⑥ 金融資産関係書類  
申請者及び申請者と同じ世帯に属する者の申請日の金融機関の通帳等の写し
- ⑦ 住居確保給付金要転居証明書
- ⑧ 居住維持費用関係書類（持家の場合のみ）  
申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

## 転居費用補助の申請から決定まで

### ◆ 家計改善支援事業による支援

- 半田市社会福祉協議会において家計改善支援事業による支援を実施し、次の①及び②の支給要件が認められるかを確認
- ① 家計の改善のために次のア) 又はイ) のいずれかの事由により転居が必要であること
- ア) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月あたりの家賃が減少する場合を含む）、家計全体の支出の削減が見込まれること
- イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月あたりの家賃が増加する場合を含む）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること
- ② ①の転居のための費用の捻出が困難であること
- 転居が必要と認められた申請者に対し、「住居確保給付金要転居証明書」が交付されます。
  - 転居が必要と認められた申請者に対し、家計の状況を踏まえ、転居後の住居の家賃額として適切な額が示されます。

### ◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を半田市（自立相談支援機関）に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。

#### ◆ 転居先住宅の確保及び不動産仲介業者等との調整

- 家計改善支援事業で示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、転居先の住居探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に住居を確保します。
- 必要に応じて半田市（自立相談支援機関）から不動産仲介業者や居住支援法人などの情報提供がされます。
- 入居希望の住居が確定した場合、不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項（入居予定者や住居の所在地、家賃、初期費用等）の記載・交付を受けてください。
- 記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を半田市（自立相談支援機関）に提出してください。また、初期費用の他、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を提出してください。

#### ◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、申請内容が適正であると判断された場合は、「住居確保給付金支給決定通知書」及び「住居確保報告書」が交付されます。必要に応じて「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。  
なお、審査の結果支給が認められないと判断された場合には「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。
- 転居に要する費用（初期費用、家財の運搬費用等）が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は受給者の自己負担となります。
- 転居に要する費用の実際の支出額が、当該支給額を下回った場合、差額は返還してください。

#### ◆ 支給決定後

- 住宅入居日から7日以内に「住居確保報告書」に、賃貸住宅に関する「賃貸借契約の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して半田市（自立相談支援機関）に提出してください。この際、初期費用の他に転居を要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合や、初期費用を受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）も添付してください。

## 転居費用補助の再支給について

- ◆ 転居費用補助の受給後に、受給者と同じ世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同じ世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、かつ、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合、支給要件に該当すれば、再支給を受けることができます。

## 支給した転居費用補助を徴収する場合があります

- ◆ 転居費用補助の受給後に虚偽申請等の不適正な受給に該当することが判明した場合は、既に支給した給付を半田市が徴収することになります。

お問い合わせ先

くらし相談室 ～あんしん半田～

（半田市役所 2階 生活援護課 くらし相談担当）

TEL: 0569-84-0677

FAX: 0569-25-3254

Eメール: [seikatsuengo@city.handa.lg.jp](mailto:seikatsuengo@city.handa.lg.jp)